

大口町告示第42号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項及び第18条第1項の規定に基づき、町道路線の変更及び道路区域の変更を次のように行う。

その関係図面は、告示の日から2週間（ただし、大口町の休日を定める条例（平成元年大口町条例第19号）第1条第1項各号に規定する町の休日を除く。）建設部維持管理課において一般の縦覧に供する。

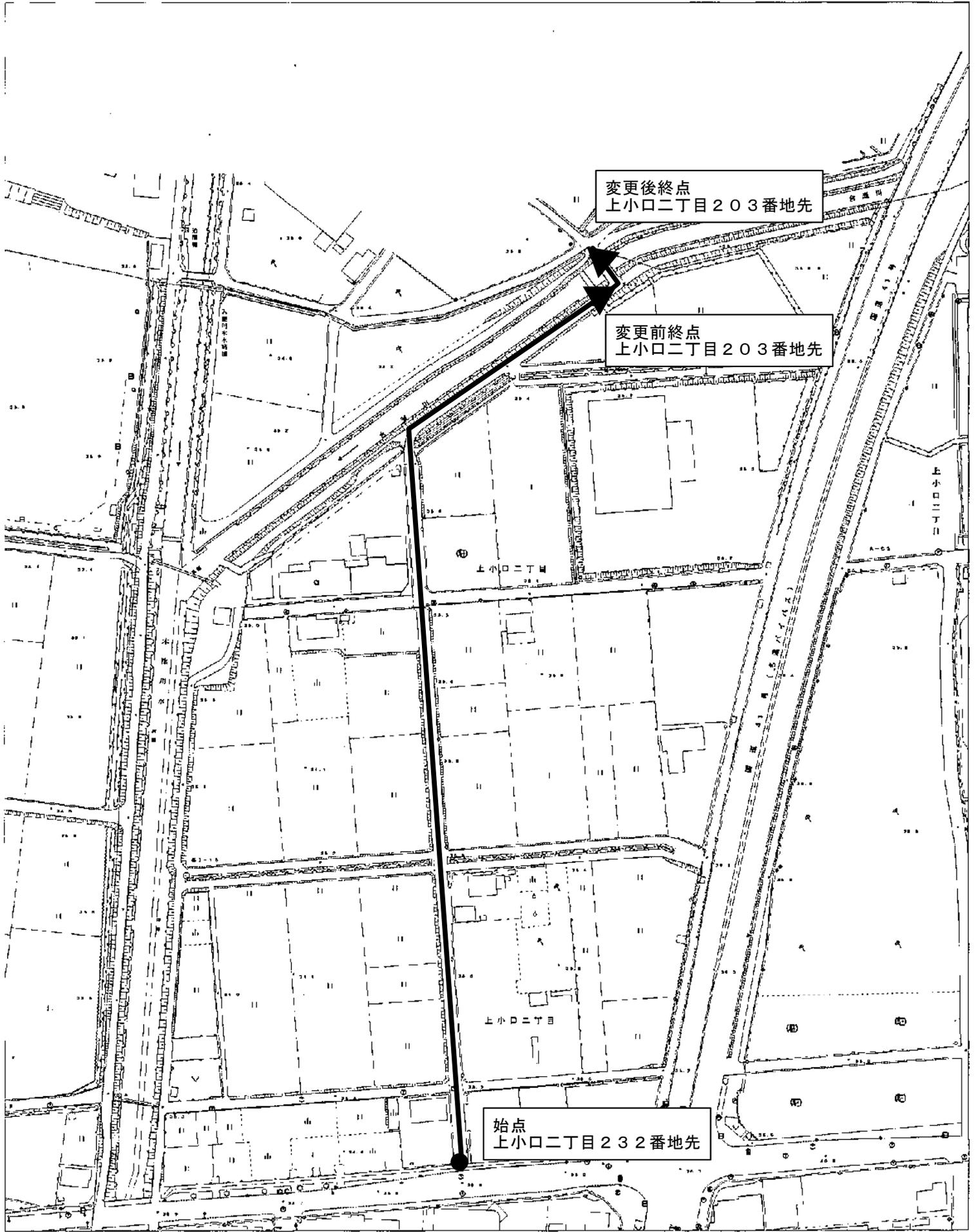
令和6年3月28日

大口町長 鈴木雅博

路線の変更及び道路の区域変更

路線番号	路線名	新旧	区間	敷地幅員	延長
305	町道 上小口5号線	旧	上小口二丁目232 番地先から 上小口二丁目203 番地先まで	3.5~6.0m	402.9m
		新	上小口二丁目232 番地先から 上小口二丁目203 番地先まで	3.5~6.0m	421.9m

町道路線変更及び区域変更 町道上小口5号線 位置図



1:2,000

